



EU VAT

IOSS番号利用ガイド

EUは2021年7月1日に越境EC取引促進のため、輸入ワンストップシヨップ（IOSS）を導入しました。IOSSは簡単に利用できますが、貨物が特定の条件を満たし、出荷書類が正しく記入されていることが重要です。



IOSSを利用する上で重要な6つのポイント

対象となる貨物を集荷予約するたびに、IOSS番号は必要となり、また以下の手順に従う必要があります。

1. 自社ウェブサイトを通じて販売されていることを確認してください。IOSS登録済みのマーケットプレイスを経由した販売の場合は、そのマーケットプレイスのIOSS番号を提供する必要があります。マーケットプレイス経由の販売では、自社のIOSS番号は利用できません。
2. 貨物が消費者宛て（B2C）であり、企業宛て（B2B）ではないことを確認してください。IOSSは関税が課されないB2CのEコマース貨物のみが対象です。
3. 商品がEU*以外の地域からEUに送られ、かつ貨物の総額が150ユーロ以下であることを確認してください。IOSSはこの金額までの輸入貨物にのみ使用できます。
4. 当社のオンライン出荷プラットフォームのいずれかを利用して貨物の集荷を予約してください（詳細は後述のページをご覧ください）。FedExおよびTNTはこの方法でのみIOSS番号を受け付けることができます。手書きの航空貨物運送状ではIOSSを利用できません。
5. 指定された欄に英数字12文字のIOSS番号を入力してください（詳細は後述のページをご覧ください）。他の文字や数字、記号を追加しないでください（頭に「IOSS」を追加するなど）。この場合、IOSS番号が認識されないことがあります。
6. IOSSを利用する場合、荷受人の住所欄には会社名を入れないでください。入れた場合、税関当局はB2B貨物と見なしてIOSS番号を無視することがあります。



IOSS番号の入力方法

IOSSを利用する際は、運送状の作成時にIOSS番号の入力が必要です。入力方法は利用している出荷ソリューションによって異なります。

これらのプラットフォームを利用する場合、貨物の集荷を予約する前にIOSS番号を指定の欄へ入力してください。

FedEx Ship Manager™ at
fedex.com

会社名
州納税者番号/IE
電話番号*

Global Ship Manager ソフトウェア

電話番号1
署名
付加価値税/税関ID/EIN番号
ロゴの使用

MyTNT2

発送人の納税者番号 - オプション

出荷元
アドレスブックを検索
連絡先
住所
会社名
州納税者番号/IE
電話番号*

送付人情報
詳細
FedExアカウント番号
送付人ID
会社名
担当者名
国/地域
住所欄1
住所欄2
都市名
郵便番号
電話番号1
署名
付加価値税/税関ID/EIN番号
ロゴの使用

送り主
住所の詳細
連絡先
国/地域
郵便番号
都市名
住所1
住所2 - オプション
住所3 - オプション
会社名
担当者名 (フルネーム)
電話番号
Eメール
消費税込番号または輸出入者番号
発送人の納税者番号
集荷時の特別な指示 - オプション



必ず英数字12文字のIOSS番号のみを入力してください（例：「AB1324354657」）。
「IOSS」などを前に付けたり、他の内容を入力しないでください。

FedEx Web Services を利用する場合

TIN欄にIOSS番号を入力してください

TNT ExpressConnectを利用する場合

VAT欄にIOSS番号を入力してください

EDI TNT NFF データファイルを作成する統合ソリューションを使用する場合

VAT項目にIOSS番号を入力する必要があります

TNT EDI Customized solution を利用する場合

担当営業にご連絡いただくと、折り返しカスタマーテクノロジーチームよりご連絡します

標準ツールのいずれかをご自身のシステムを統合する場合

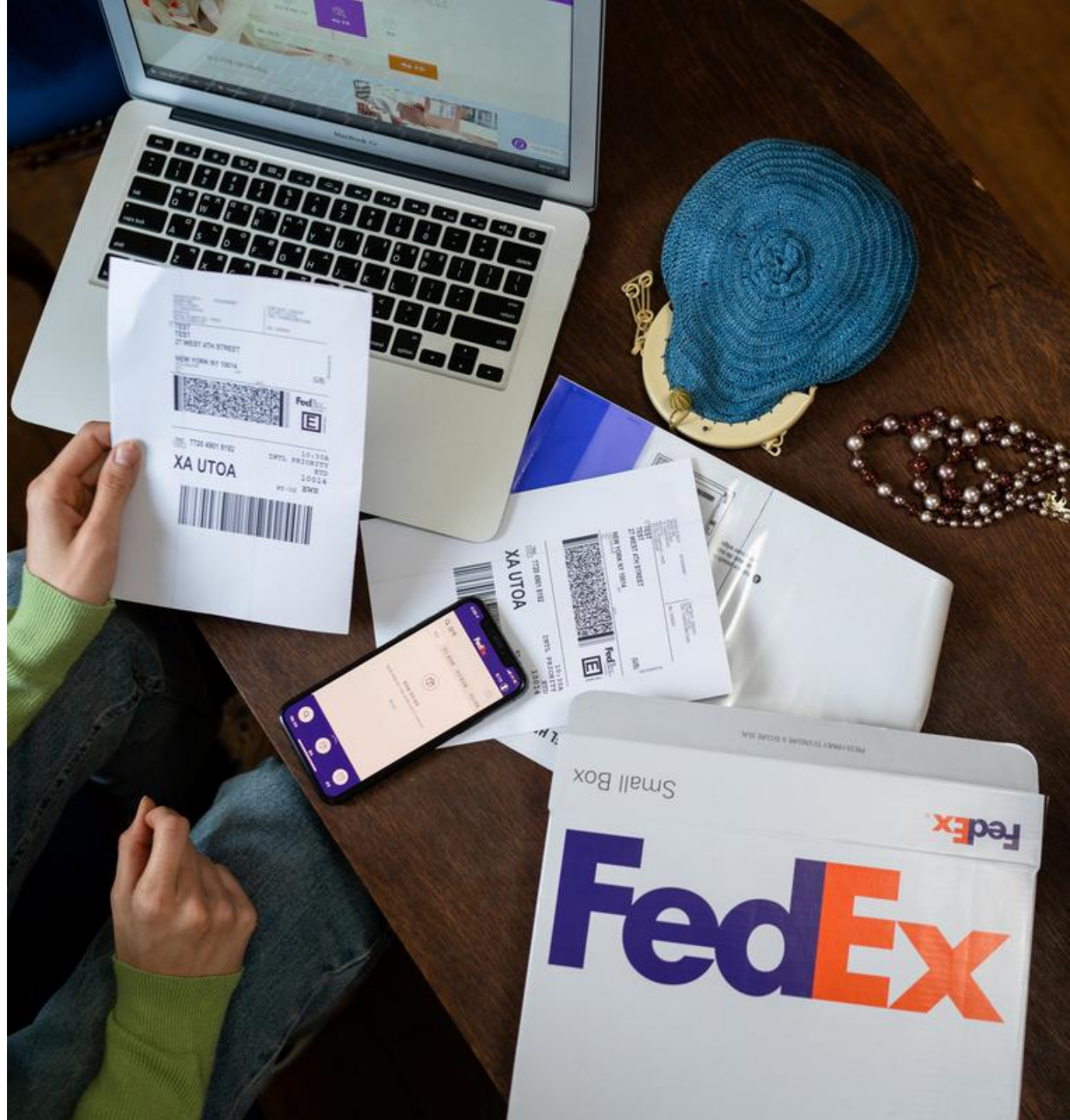
データのマッピングを調整しなければならない場合があります。必要に応じて、担当営業にご連絡いただければ、折り返しカスタマーテクノロジーチームよりご連絡いたします。

FedExやTNT以外のプラットフォームから出荷する場合

ご利用のプラットフォーム提供者に詳細をご確認ください。



本書に記載されていない出荷プラットフォームを使用している場合は、IOSSを使用するために、fedex.comのFedEx Ship Manager™やMyTNT2など対応したものに移行する必要があります。



IOSS適用貨物のチェックリスト

IOSS適用貨物を出荷するにあたり、以下の各項目に「はい」と答えられることを確認してください。

1. 販売は自社の電子商取引ウェブサイトで行われましたか？
2. 貨物は個人の消費者宛であり、企業宛ではありませんか？
3. 商品はEU以外の地域からEUに輸入されていますか？
4. 貨物の総額は150ユーロ以下ですか？
5. 商品は関税の対象にならずに配送できますか？
6. オンライン出荷プラットフォームのいずれかを使用して出荷を予約しましたか？
7. 英数字12文字のIOSS番号を正しい欄に入力しましたか？追加の文字、数字、またはその他の記号を含まないでください。例：「IOSS AB1425364758」ではなく「AB1425364758」とする。
8. 会社宛の住所に発送する場合、住所に会社名が含まれていないことを確認しましたか？

*EU加盟国：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン。なお、EU-UK共同議定書のもと、北アイルランドは物品について引き続きEU VAT地域に含まれます。つまり、EU VATの変更は北アイルランドに輸入される商品にも適用されます。

EU 向けの貨物で IOSS 利用についてご質問がある場合や、弊社出荷プラットフォームでの集荷予約時に必要事項をどのように入力するかについてご不明な点がある場合は、担当アカウントマネージャーまでご連絡ください。カスタマーテクノロジーチームのサポートを手配いたします。IOSS や EU VAT 規則の重要な変更について詳しくは、[fedex.com](https://www.fedex.com) をご覧ください。

